

DC加入資格喪失時の事務処理について

早いもので年度末まで残り2か月、資格喪失者が多く発生する時期となりました。

例年同様、退職者等が発生した場合の確定拠出年金に関する諸対応をご案内いたします。

* DCは確定拠出年金の略称です。iDeCoは個人型確定拠出年金の愛称です。

退職者（加入者の資格喪失）が発生した場合の事業主様の手続き

加入者がDC制度の加入資格を喪失した場合、その喪失事由等によって手続きが違ってきます。

通常の退職では、事業主様にご提出いただく「従業員退職等連絡票」を基に手続きが進められます。

（注）規約に定めた資格喪失年齢に到達し資格喪失する場合（以下「年齢到達」）、「従業員退職等連絡票」の提出は不要です。

DC実施事業所のご担当者より、代表事業主宛に「従業員退職等連絡票」をメールにてご提出ください。

また、「従業員退職等連絡票」は、別途ご案内（事務マニュアル等）している提出期限までをお願いします。

後日、退職者様の登録住所宛（*）に日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社（以下「JIS&T」）より、退職に係るご案内一式が郵送されます。

退職者される方に、書類が届いたら破棄せずに必ず中身を確認し、必要な手続きを取るようお伝えください。

* 退職者の登録住所に変更があった場合は、「従業員属性変更登録票」にて変更手続きをお取りください。

<ご留意事項等>

- 従業員退職等連絡票を基に退職者に各種手続き案内が行われますので、事務マニュアル等をご参照の上、正しいご入力をお願いします。以降では、特にご注意頂きたい事項をご説明いたします。
- 退職される方には、「移換手続きのご案内」（DC資産の移換方法等のご案内）をご提示願います。資料は事務マニュアルを参照又は代表事業主にご依頼願います。

資格喪失日と最終掛金拠出月

○退職・死亡等の場合、退職日の翌日が加入資格の喪失日となります。

月末での退職の場合 ⇒ 退職月の翌月に資格喪失・最終拠出

月末以外での退職の場合 ⇒ 退職月に資格喪失・最終拠出

○年齢到達の場合、誕生日の前日が加入資格の喪失日となります。

（注）

1. 加入月分の掛金を実際に拠出するのは翌月です。
例：2月加入月分の掛金は、3月に拠出されます。
2. 民法上、当該年齢に達するのは誕生日の前日とされています。

【例 1】

【例 2】

【例 3】

資格喪失事由	自己都合退職	定年退職
退職日	2025/3/10	2025/3/31
資格喪失日	2025/3/11	2025/4/1
最終掛金拠出月	2025年3月（2月分掛金）	2025年4月（3月分掛金）

資格喪失事由	資格喪失年齢到達
誕生日	2025/3/1
資格喪失日	2025/2/28
最終掛金拠出月	2025年2月（1月分掛金）

従業員退職等連絡票作成等の留意点

- ◆「従業員退職等連絡票」は、**必要事項を入力**(ピンク色の項目は必須)したファイルを代表事業主宛にメール送信願います。
 なお、規約で一定の年齢として定めた**資格喪失年齢に達したことにより資格喪失した場合「従業員退職等連絡票」の提出は不要**です。

従業員番号	氏名 (カナ・姓)	氏名 (カナ・名)	加入者 口座番号	資格喪失日 (YYYYMMDD)	資格喪失事由	事業主に対する 資産の返還割合 (%)	基礎年金番号	還付の有無	～ 以降略しますが、 入力が必要です
(10桁)	(10桁)	(10桁)	(10桁)	(8桁)	(2桁)	(3桁)	(10桁)	(1桁)	

退職事由コードに応じた手続き案内等が J I S & T から退職者に直送されますので、**退職事由コードは、正しくご入力ください。**

特に、資格喪失年齢を61歳～70歳と定めている場合で、60歳以上かつ資格喪失年齢未満で退職等となった場合は、「2. 60歳到達後に資格喪失した場合の退職事由コード」の通りご入力願います。

1. 60歳到達前に資格喪失した場合の退職事由コード

コード	資格喪失事由
70	自己都合
71	会社都合
73	障害給付金受給者の資格喪失
74	年金規約に基づく資格喪失
75	懲戒解雇
89	その他
90	死亡

- 次の退職事由コードで処理された場合、個人別管理資産の移換対象者とされ当該者に案内がされます。

70（自己都合） 71（会社都合） 75（懲戒解雇） 89（その他）

- 資格喪失日の属する月の翌月から6か月以内に移換手続きが行われないと国民年金基金連合会へ**自動移換**となりますので、必ず移換手続きを行うよう退職者にお伝え願います（次の留意事項も併せてお伝え願います）。

※自動移換となった場合の留意事項

- 資産の移換時及び資産の管理時に手数料が発生します。
- 資産は現金管理となり運用はされません。
- 自動移換された状態で給付金を受け取ることはできません。
- 自動移換により受給開始時期が遅くなる場合があります。

2. 60歳到達後に資格喪失した場合の退職事由コード

コード	資格喪失事由
61	自己都合
62	会社都合
73	障害給付金受給者の資格喪失
74	年金規約に基づく資格喪失
63	懲戒解雇
64	その他
90	死亡

- 次の退職事由コードで処理された場合、運用指図者として処理され、以下の**通算加入者等期間**に応じた年齢以降に受給することができます。

61（自己都合） 62（会社都合） 63（懲戒解雇） 64（その他）

※通産加入期間と受給開始年齢

通算加入者等期間 *	受給開始年齢等
10年以上	60歳
8年以上10年未満	61歳
6年以上8年未満	62歳
4年以上6年未満	63歳
2年以上6年未満	64歳
1年以上2年未満	65歳
0月（60歳以降に初めてDC 制度に加入した場合）	加入した日から 5年経過した日

<備考>

通算加入者等期間とは、次の期間を合算した期間のうち、60歳になるまでの期間となります。

- ① 確定拠出年金の加入者期間及び運用指図者期間
- ② 他の制度から資産移換がある場合、その資産の計算基礎となった期間

MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒150-8488

東京都渋谷区恵比寿 1-28-1

専業営業開発部 金融サービス事業室 金融サービス業務管理室

E-mail : ad401k@aioinissaydowa.co.jp

- ◆ この資料は、現在における法令（確定拠出年金制度、税制等）およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社が信頼できると考えられる情報に基づいたものでありますが、当社が正確かつ完全であることを保証するものではなく、法令等の改正により、今後変更される場合もありますので、ご注意ください。

- ◆ 本資料の全てはあいおいニッセイ同和損保もしくは作成者に帰属しており、無断使用・配布・複製・転載等は行わないよう願います。